

令和 8 年第 10 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和 8 年 10 月 5 日（月曜日） 15 時 30 分～16 時 52 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 大会議室

出席農業委員： 1 番 刃田 寿志、 2 番 矢野 弥平、 3 番 竹中 裕子、 4 番 田原 俊秀、
5 番 吉岡 薫、 6 番 高畠 千恵美、 7 番 笠村 由喜、 8 番 波戸崎 孝
9 番 飛高 聖悟、 10 番 山田 裕也、 11 番 志賀 憲士、 12 番 池田 駿一、
13 番 山田 美之、 14 番 三又 勝弘、 15 番 樋口 勝典、 16 番 小野 美智子
17 番 塩月 吉伸

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 7 区 渡邊 善生、佐伯 11 区 穴見 房司、上浦区 今津 康裕、
弥生 2 区 市原 洋一、宇目 1 区 岡田 安代、鶴見区 濱崎 豊文、
蒲江 1 区 戸高 浩、 蒲江 3 区 後藤 正

事務局：事務局長 甲斐 宏一、総括主幹 山田 祐郎、副主幹 伊東 顕雄、副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子

農政課：副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地利用最適化推進委員（佐伯 2 区）の委嘱について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

はい。大変申し訳ございません。

時間が少し下がりましたが、ただいまから令和8年第10回佐伯市農業委員会を開催いたします。農業委員17名中本日の会議の出席出席者は17名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に関係する案件のみとされておりますのでお知らせします。

本日推進委員の出席を要する議事は、議案第23号から、その他の①、非農地証明願についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席していただいて結構です。

それでは多田会長よりご挨拶申し上げます。

(会長)

皆様こんにちは。

定期検討会に引き続き農業委員会開催ということで、長時間になりますがよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの検討会、竹中委員から進行していただきまして、本当楽しく意見ができたんじゃないかと思っております。これを機会に農業委員推進委員、お互いが意見交換できるような場をまた持っていければと思っております。

秋たけなわの米の収穫も始まっておりますけども、天気がちょっと崩れたり、また来週は晴れが続くようにありますので、皆さん作業が十分進むんじゃないかと思ひます。

今年は単価が安くて、元気が出ないんじゃないかと思ひますけども、最後まで作付けした農産物を収穫をして、終わればと思っております。

それと作業するときに、仕事の終わりは、やっぱり気が緩むと思ひます。

私も昨日、気が緩んで親指を挟んで、ちょっと骨折しておりますので、時間が来たらちょっと手術に行きますので、すいませんけど、塩月副会長と代わると思ひますので、ご了解いただきたいと思ひます。

それでは今日の審議よろしくお願ひいたします。

(局長)

ありがとうございました。

これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

議事に入りたいと思ひます。

農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名いたします。

議事録署名人を8番波戸崎孝委員、9番飛高聖悟委員、よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いいたします。

(局長)

着座にて説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についての件数は8件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、13,499 m²です。

議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、3,594 m²です。

議案第23号から24号に関する合計件数は14件。

合計面積は、田が10,603 m²、畑が6,490 m²で、総合計面積は17,093 m²です。

以上のとおりです。

慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、ご意見等ございませんか。

ないということなので、審議に入りたいと思います。

それでは、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、小野貴展推進委員の意見を願います。

(事務局)

はい。

前回第9回総会で継続審議となった、佐伯市宇目大字小野市の4筆のうち、2筆の農地についてです。

申請農地にたどり着くまでの取付道に、草木などが背丈以上に生い茂っていて、管理されている様子ではありませんでした。申請の譲受人に農業する意思があるか、取付道の管理をするかということで確認したところ、耕作も取付道の管理もしっかりするということでした。

スライドの方をご覧ください。9月10日に、事務局の方で現地確認を行いました。

取付道の起点から申請農地までの様子の写真です。生い茂っていた草木も綺麗に伐採されており、見えなかった柵や扉も確認できました。

譲受る2筆の農地も草を刈れば耕作できる状態になっております。

農業は、譲受人と妻と親戚の計6人で行うとのことでした。

売買で農地を取得した後は、栗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は72.16aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。すいません。

なお、推進委員が欠席しておりますので、推進委員の意見もあわせて願います。

(事務局)

担当推進委員の方からは特に問題ないとの意見はいただいております。
以上です。

(会長)

事務局からの説明、また担当推進委員の意見が述べられました。
それでは第3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。
飛高委員。

(飛高委員)

担当推進委員と所有者の関係はどうか。
関係ないんか。

(事務局)

関係ないです。

(会長)

はい、他に。
はい、矢野委員。

(矢野委員)

2番矢野です。先般問題というわけじゃないんですけど、私、宇目町漁協の理事をしてますけど、これから3キロ先に、廃棄物の保管場ができます。
それで自分の今知ってる範囲では、この上に、道が通るようです。
それはもう青図面ができてますけど、今どこまでそれが進んでるのか。5年前から話が来てて、決定事項になってないんで。ただここで私反対するんじゃないけど、こういうことは今現実になってますよってことは、頭の中に入れてください。
もしかしたら5条で上がってくる可能性は強いです。もう1つ、5条で出らんこともあります。これは宇目のこの下に市道が、小さい昔の市道がありますんで、これの拡幅ちゅう形で来れば、これはもう出ません。公共になるんで。
ただ、自分としてはわかってやるかなと思ったんですが一応、このまま黙っちゃうといいんですけどこういうこともあるんだよということは、言うたからこの件に対して反対という意味じゃないです。
そういうふうな、まだ裏付けは持ってません。それも取れてませんが、将来そうなるんじゃないかということは、知ってていいと思います。
以上です。
反対してるわけではございません。
今日の時点は、はい。

(会長)

はい。いいでしょうか。

はい。なしとの意見がございますので、それでは3条の1番について、取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

それでは3条の2番について事務局の説明の後、藤原推進委員の意見をお願いしたいと思いますが、藤原推進委員が欠席しておりますので、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は1筆が農用地区域外の農地、10号線沿いの方の農地になります。

もう1筆が農用地区域内の農地、JR沿いの農地ということになります。

譲受人は、自己所有地で米と野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻で行う予定とのことです。

贈与で農地を取得した後は、10号線沿いにある農地の畑には栗やビワ、JR沿いにある農地田んぼには米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は85.84aとなります。

担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われれます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、3条の2番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の3番について、事務局の説明の後、藤原推進委員が欠席なため、合わせて推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は農業するのは初めてであり、農業経営に必要な農機具、耕運機を購入予定です。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は、果樹や野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は5.63aとなります。

担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないでしょうか。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の4番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は、果樹と花きを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は12.15aとなります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして後藤推進委員お願いいたします。

(後藤推進委員)

総合的に問題はないと思われます。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の5番について、事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米と野菜と果樹を栽培しているとのこと。

譲受人の住所は愛知県であります。原則として、3条申請は市外在住の方の申請は受け付けできませんが、年に半分以上佐伯市に滞在していること、また、農業再生協議会へ営農計画書を提出済みであることから、営農していると思われ、問題ないと思われ。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と弟の2人で行うとのこと。

売買で農地を取得した後は、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は113.09aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、岡田推進委員お願いいたします。

(岡田推進委員)

本人はこちらにいないけど弟が来てするから何も問題ないと思います。

周りの田畑も全部この人のものになってますので、障害もないと思います。

(会長)

はい。

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。飛高委員。

(飛高委員)

今事務局が言った、市外は3条はだめって言わなかったかな。言ったようなんだよな。うん。

過去には、その隣接している町村なら良いという事務局の説明があったんですけど、今は交通が発達してるので、やはりかなりの距離も耕作できると思うんだな。

ただこれは書き物がないらしいんだ、事務局に聞いたら。どの範囲が耕作できるとか。

例えば宮崎でも、その隣の日向と延岡なんかだったら、通って来られる。それ以外のところは遠いとか、同じ県内でも中津とかが果たしてできるのかという問題があるんで。

ただ、書き物がないんで何かに書いちゃかんと、引き継の時に困るのではないかなと思うんやな。

どの範囲なら耕作ができて、3条の許可が出るというような問題を、できたらまとめていただきたいと思います。

(会長)
事務局。

(事務局)
はい。すいません。
飛高委員の質問に答えたいと思います。
3条は、基本的には耕作目的での所有権の移転等になります。
ですから、隣接してないとどうしても管理が行き届かないということで、今まで受け付けないということがあったんですけど、委員言ったように、今交通も良くなって、宇目で言ったら、もう三重町とかは、簡単に行き来できるんじゃないかなあというふうに思います。
そういった際に佐伯市の農業委員会が、豊後大野市の農業委員会に問い合わせをして、どれぐらい耕作しているのかっていうところを聞き取り調査をする手間が1つ増えます。
でもそういった部分もですね、今、クリアできるので、絶対にだめだというわけではなく、耕作可能な移動距離であれば、これから受け付ける、そして聞き取り調査をするということも可能になってきているのかなあというふうに思います。
今回は弟さんは、豊後大野市三重町に住んでいるということで、耕作可能、移動距離も20分ほどで移動可能ということですので、十分管理ができるのではないかなあと事務局判断しまして、今回受け付けました。
以上です。

(会長)
はい。飛高委員いいでしょうか。
はい。他にないでしょうか。
なければ、取りまとめたいと思います。
それでは、3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで許可したいと思います。
続きまして3条の6番について、事務局の説明の後、濱崎推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)
はい。今回の申請は、経営移譲による贈与の所有権の移転です。
申請農地は2筆が農用地区域外。この2筆県道沿いです。
もう2筆がちょっと山の方に上ったところで、農用地区域内の農地です。
現所有者は、高齢のため休耕中ではありますが、周辺の土地に悪影響を及ぼさないために草刈や雑木の伐採等、耕作地の維持管理を行っています。
今後のことを考慮して、同居の長男に農地を贈与し経営移譲して、今後の農作業のすべてを任せることにしたそうです。
農業経営に、必要な農機具は所有しています。
農業は、譲受人と父の2人で行う予定とのこと。
贈与で農地を取得した後は、果樹を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は17.44aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして濱崎推進委員お願いいたします。

(濱崎推進委員)

はい。特に問題はございません。

以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の6番について、賛成される方の挙手を求めます。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の7番について、事務局の説明の後、穴見推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米と果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

売買で、農地を取得した後は、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は551.02aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、穴見推進委員お願いいたします。

(穴見推進委員)

特に問題はございません。

(会長)

はい。ありがとうございます。

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ないでしょうか。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、3条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の8番について、事務局の説明の後、濱崎推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は、所有しています。

農業は、譲受人と夫の2人で行うとのことです。

贈与で農地を取得した後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は2.37aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして濱崎推進委員お願いいたします。

(濱崎推進委員)

この方、譲受人と譲渡人は義兄弟に当たる方でございます。

譲渡す方が、宮崎県延岡市に住んでおりまして、こちらに住所はございません。管理もできないということで、義理の妹さんですか、に当たる方に譲渡すということで、特に問題ないと思います。

あとの管理もやっていただけるように聞いております。

(会長)

はい。事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する8件の審議を終わります。

それでは、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書5ページの5条の1番について、事務局の説明の後、吉良推進委員の意見をお願いしたいと思います。

吉良推進委員が欠席のため、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。農業委員会事務局、大良です。

5条について説明させていただきます。座って説明いたします。

手前の画面をご覧ください。

5条の1。申請地は、都市計画区域内の用途地域、第二種住居地域に指定される第三種農地の畑です。申請内容は、駐車場となっております。

まず、用途地域内の確認です。

こちら、だいたいオレンジの覆われたエリアの中に、この申請地2筆がございます。なので、第三種農地という判断になります。

では、申請内容に戻ります。

譲受人は佐伯市出身で、現在熊本市で運送業を営んでおり、トラックや普通車などの社用車を200台以上所有しています。

その会社が、今年7月下旬に起きた熊本地震で被災し、会社の駐車場などが利用できない状態となり、社用車の駐車場を確保しなければならない状況です。

そのため、譲受人が所有する宅地の隣接地である申請地に駐車場を設置する計画です。

申請地には普通車8台分の駐車スペースを確保します。

また駐車場進入路は、申請地に隣接する譲受人の所有地、こちら手前の方の家が譲受人の所有地宅地になるんですが、ここを利用し申請地に進入する計画です。

こちらの方は通過できるように整備する計画です。

では現地の写真に戻り、現地の説明に戻ります。

また、こちら〇〇番と〇〇番の間に、ちょっと小規模なんですけど水路が設置されており、その水路には、譲受人の会社が所有するグレーチングを設置する計画です。

雨水は自然透水並びに側溝にて処理します。

なお、地震で被災した会社の駐車場の復旧には相当な時間を要する見込みです。

また、将来的な計画として、譲受人が経営する会社は大分県内にも支店があるため、隣接する所有地を社員寮として利用し、申請地は、社用車や社員用の駐車場として利用する構想があります。そのため、熊本地震から復興後も駐車場として活用する予定です。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可基準に該当します。

担当推進委員からは、問題ないと思われますとの回答をいただいております。

以上よろしく願いいたします。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めます。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の2番について、事務局の説明の後、推進委員の意見もあわせてお願いいたしま

す。

(事務局)

はい。では5条の2について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

こちら、農地区分の根拠なんです、こちらちょっと色が小さいんですが、緑のところの2筆が今回の申請地です。

この付近、小規模な農地が点在するような状態ですので、第2種農地ということで判断しております。

では、申請内容に戻ります。

申請内容は、一般住宅と倉庫です。

すでに住宅と倉庫は建築されており、土地と建物の売買を行う計画です。

譲渡人は、昭和50年ごろ、そして昭和63年頃に、住宅と倉庫を建築しております。

今回、譲受人がその住宅と倉庫を購入する計画です。

一部は家庭菜園として使用します。生活排水は合併浄化槽にて処理し、側溝に流します。

雨水は自然透水並びに側溝にて処理します。

なお、隣接する〇〇番、地目宅地も同時に購入する計画です。

すでに住宅と倉庫は建築されているため、始末書が提出されております。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当します。

担当推進委員からの意見は問題ありませんとのこと。

以上審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、5条の2番について、賛成される方の、挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の3番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の3について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

こちら、農地区分の根拠です。緑で囲われたエリアが申請地になります。

こちら、農地が点在しており、第二種農地としての判断となっております。

では申請内容に戻ります。

今回申請のあった貸人と、借人は義理の親子です。

借人は、昨年関東から妻と子供と佐伯市に移住し、貸人が所有している住宅に住んでおります。

が、家族が増え手狭になったため、申請地に住宅と借人の妻が経営する美容院を新築する計画です。

申請地には木造平屋建て、建築面積 115.10 m²の店舗兼住宅を建築し、駐車場として 2 台分のスペースを確保します。

なお、借人の妻が美容師のため、こちら店舗は美容室を併設いたします。

また、本申請地は令和 7 年 11 月の農業委員会総会にて、3 条許可による売買が認可されております。

今回、借人は代替地を検討しましたが、適地が見つからなかったためやむを得ず 5 条申請を行うものです。

現在申請地の状況は、3 条申請の計画どおり野菜を栽培しております。

こんなふうに野菜を栽培しております。

また、3 条許可後ですね、申請地の一部が、雨水によりぬかるむため、農地の管理用に砂利を敷設しております。ちょっとこちら、写真で見えるところ手前の方が、砂利等を敷設しておるところです。軽トラとか、農業用機械の侵入路として利用されております。

申請内容に戻ります。

造成工事は、盛土を高さを 30 cm 未満の造成を行う計画です。盛土規制法には該当いたしません。

住宅を建築する際は、土砂の流出並びに崩壊に注意しながら施工するとのことです。

生活排水は合併浄化槽で処理し、隣接する側溝に流します。

また、雨水は自然透水並びに隣接する水路に流します。水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当します。

以上、よろしく願いいたします。

(会長)

続きまして、後藤推進委員お願いいたします。

(後藤推進委員)

別に問題はないと思われます。

(会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ないとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、5 条 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5 条の 4 番について、事務局の説明の後、笠村推進委員の意見をお願いいたします。

笠村推進委員が欠席のため、事務局より、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。5 条の 4 について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

こちらが農地の区分の根拠です。緑で覆われたエリアが、申請地になります。

その周辺等にまとまった農地等が存在しないため、第二種農地という判断をしております。

申請内容に戻ります。

申請地には蓄電設備を利用する用途です。

借人は電気事業を営んでおり、今回申請地に蓄電設備を設置する計画です。

申請地には、蓄電設備として、蓄電システムを4基、PCSという機械を2基、受変電設備を1基設置します。機器の設置箇所には基礎工事を行います。

こういったコンテナみたいな機械。これが蓄電設備の機械になるんですが、こういったものを設置する予定です。

また、施設の管理用に、大型車両などの進入のための進入路などを確保します。

また、関係者以外の進入を防ぐため、用地にフェンスを設置します。

蓄電設備の設置に係る同意については、隣接農地の所有者並びに地元地区区長の同意書が提出されております。雨水は自然透水します。

なお、現地は、平成28年頃、申請地周辺のトンネルの工事の際、その工事発生残土を申請地に搬入、埋立てを行っており、耕作が困難な状態となっております。

そのため、始末書が提出されております。

そして、地上権を21年設定し、契約期間満了後は、借人が現状復旧し、貸人に返還する計画です。ただし、現状が農地として耕作困難な状態のため、現状復旧後は、借人は雑種地として管理する予定とのことです。水利権はありません。

なおこの蓄電設備についてですが、借人がですね、佐伯消防本部とも協議を行っており、蓄電設備設置の届出のみで良いとのことです。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当します。

以上よろしくお願いいたします。

失礼しました。

担当推進委員の意見は、特に問題ないと思われるとのことです。

以上、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の4番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

権利設定地上権になってますけど、これ基礎打って土地に備え付けるわけですね。

そうすると、土地の使用をするわけですから、賃借権が発生するんじゃないですかね。

地上権だけじゃちょっと何か理解できないところがあります。

(局長)

すいません。質問されるときは番号とお名前をお願いします。

(吉岡委員)

吉岡です。すいません。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

では、吉岡委員の質問にお答えいたします。

まず、確かに地上権の設定で今回出ておりますが、その賃借権については、こちらの方ですね、私どもの届け出の方にはですね、もちろん賃貸料は発生しておる状態にはなっておりますが、一応地上権ということで届け出をいただいております状態であります。

今、ちょっとこれで回答になりますでしょうか。

(会長)

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

いえ、土地そのものを使用するわけですから、地上権ではないんじゃないかなと思うんですけど。疑問あるんですけどね。

(会長)

事務局。

(事務局)

すいません。土地そのものを使用なさるということで、地上権ではなく賃借権ではないというそのちょっと根拠的なものを教えていただければなと思うんですが、お願いいたします。

(吉岡委員)

地上権の定義を簡単に説明してもらえませんか。

(会長)

事務局。

(事務局)

地上権の定義といいますと、簡単にと言いますと、その土地ですね、その土地より上のものをですね利用させていただくっていう、簡単な説明になると。その権利を今回 21 年間設定しておるといふものと解釈しております。

(会長)

吉岡委員。

(吉岡委員)

はい。これ基礎を打ってその上に物を、要するに設置するわけですね。

これ土地のそのものを使用じゃないかなと思いますけれども。

ですから、使用貸借にしろ賃貸借にしろ、そういった土地の使用権が発生するんじゃないでしょうか。

(会長)

事務局。

(事務局)

いかがしましょう。農業委員会の方で、地上権ではなく賃借権が妥当だということで、こちら借人、貸人の方に、賃借権の設定に変更するように、こちら、農業委員会から指導したほうがいいかということなんでしょうか。

(会長)

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

疑問があるんですよ。

だから、法的にきちんと整理をする必要はないんでしょうかと。

私が言ってることは、正しいものかどうか判断がつかないところがあります。

だから法的にきちんと押さえて、正しい処理をすべきではないんでしょうかという意見です。

賃貸借等が正しいのかですね。

(局長)

事務局長の甲斐です。

地上権で間違いじゃないかっていうお話だと思うんですけど、そもそも事業用借地権っていうのもありますので、そうなると、地上権の設定をするか、事業用借地権で貸すかっていう両方を選ぶんですよ。どちらかを選ぶんですよ。

(会長)

はい。今局長の説明について、吉岡委員。

(吉岡委員)

すいません。よくわかんないですけど。

いわゆる契約の方法としては地上権の契約もあり得ますよという、そういう法的な、今整備ができておることです。

(会長)

はい。

(局長)

事務局長の甲斐です。

それは普通の一般のおうちでもあり得る話です。

地上権をとって、その上に家を建てるっていうのもあります。

(会長)

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

はい。法的に問題がなければ了解です。

わかりました。

(会長)

いいでしょうか。

はい。他にないでしょうか。

はい。ないとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の5番について、事務局の説明の後、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。お待たせしました。

では、5条の5について説明させていただきます。

申請地は、都市計画区域の用途地域の工業地域に指定される第三種の畑です。

申請内容は、駐車場となっています。

まず、農地区分の根拠ですが、ちょっとこちら都市計画区域用途地域の方がちょっと色がオレンジ、紫、水色と入り乱れておりますが、こちら見えますでしょうか。水色のエリアのほうに赤枠で囲った、ちょっと小さい農地のところが、今回の申請地になりまして、こちら、水色が工業地域というところに指定されておりますので、第三種農地と判断しておるところです。

では、申請内容に戻ります。

譲受人は、海洋港湾土木事業を中心に手がけています。

社用車や従業員の自家用車の駐車場として、会社の周辺の土地を借りて使用します。

今回、社用車並びに従業員用の駐車場が増加することにより、駐車スペースが不足しているため、新たに駐車場を設置する計画です。

申請地では、こちら先ほどご紹介しました一番左のちょっと赤で枠で囲っている申請地以外にもですね、地目宅地の〇〇番、〇〇番の〇〇、〇〇番の〇〇、〇〇番の〇の4筆を一体的に利用し

ます。

駐車場はトラック 3 台、普通車 30 台分のスペースを確保します。

駐車場の造成工事を行う際は、土砂の流出、崩壊に注意して行うとのことです。

また、雨水は自然透水いたします。水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可基準に該当いたします。

担当推進委員の意見は特に問題ないと思われるといただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないでしょうか。

はい。ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 5 条の 6 番について、当該案件は市原推進委員の担当地区となりますが、申請人も同じく市原推進委員であり、議事参与の制限に該当するため、佐伯市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、当該案件の審議が終了するまで、市原推進委員の退席をお願いいたします。

議案書 5 ページ 5 条の 6 番について、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と担当推進委員の意見もあわせてお願いいたしたいと思います。

(事務局)

はい。5 条の 6 について説明いたします。

申請地は、弥生振興局から概ね 500m 以内の第二種農地の田んぼになります。

こちら根拠なんです、国の指定する農地区分の根拠に、振興局、市役所等の出張所等からですね、弥生振興局から、概ね 500m 以内の範囲にある農地は、第 2 種農地と判定できる規定がありますので、ここ、弥生振興局から申請地までの直線距離は約 320m であります。

そのため、第二種農地という判断をしております。

では、申請内容に戻ります。

申請地は、蓄電設備の用途による申請です。

譲受人は、電気事業を営んでおり、今回申請地に蓄電設備を設置する計画です。

申請地には蓄電設備として、蓄電設備セット 40 基、キュービクルを 1 基設置します。

先ほど 5 条の 4 と説明したものとちょっと内容機器が異なりますが、イメージとしては、先ほどのコンテナのような機器ではなくこういった小さい機器を多く設置して、蓄電設備とする計画のようです。

機器の設置箇所には基礎工事を行います。

さらに、設備の管理用に大型車両などの進路を確保します。

そして関係者以外の侵入を防ぐため、用地にフェンスを設置します。

こちら、申請地の遠景です。対岸の堤防から撮っております。

ちょっと雑草等が繁茂しており見にくいので、申請地、大体航空写真ではこういった形になっております。

では、申請内容の設備に戻ります。

雨水は自然透水します。

蓄電設備の設置に係る同意については、隣接農地の所有者並びに地元地区の区長から同意書が提出されております。

水利権につきましては、弥生土地改良区から転用に同意する意見書が提出されております。

佐伯消防本部とも協議を行っており、蓄電設備設置等の届出のみで良いということです。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当しております。

今回、市原推進委員の担当地区ではありますが、議事参与に該当するため、隣接する担当エリアの藤原推進委員にお願いしており意見書をいただいております。

意見書には特に問題ありませんという回答をいただいております。

以上審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられましたと。

それでは5条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、5条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する6件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第23号、農地法第3条の8件につきましては、許可したいと思います。

議案第24号、農地法第5条の6件につきましては、許可したいと思います。

続きまして、議案第25号、農地利用最適化推進委員佐伯2区の委嘱についてを議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。事務局の山田です。

第25号議案、佐伯市農地利用最適化推進委員の委嘱についてという1枚紙置いてますのでそちらをご覧ください。

読み上げて説明させていただきます。

空席でありました佐伯2区の農地利用最適化推進委員の委嘱について承認を得るものでございます。

担当地区は、佐伯2区。申請人は、仲尾貞彦さん。性別男性、年齢70歳。

職業農業で、推薦者は、小田井堰土地改良区理事長加藤宗義様の推薦をいただいております。

事務局からは以上です。

(会長)

ただいま事務局より、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で議案第 25 号、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を終わります。

一応ここで、休憩に入りたいと思います。

10 分間休憩したいと思います。

4 時 10 分に再開したいと思います。

《 休 憩 》

休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

その他の項の 1、非農地証明願についてを議題といたします。

番号 1 について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 1 番の説明をいたします。

申請地の調査は 9 月 15 日に担当区の市原推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字上小倉の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 10 年 4 月ごろから電柱が設置された狭小地で、宅地の一部として利用し、約 20 年以上経過しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして市原推進委員、お願いいたします。

(市原推進委員)

問題になることはないと思います。

(会長)

以上、事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2番について、事務局の説明の後、渡邊推進委員の意見をお願いいたします。

委員帰られましたので、事務局すいません、推進委員が欠席ということで、事務局より併せて説明をお願いします。

(事務局)

非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は9月16日に担当区の渡邊推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字木立の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成15年頃から耕作放棄されたため、山林原野化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

なお、地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは、番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号3番について、事務局の説明の後、吉良推進委員が欠席のため、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願3番の説明をいたします。

申請地の調査は9月14日に担当区の吉良推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市鶴岡町三丁目の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和53年ごろから、農地法の許可を得ずに隣接のスーパーマーケットの駐車場として使用していました。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建物は解体され駐車場もアスファルト舗装は撤去され更地になっております。

農地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

なお、地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号4番について事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願4番の説明をいたします。

申請地の調査は9月15日に担当区の岡田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字大平の7筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成13年ごろから、7筆のうち5筆は農地法の許可を得ずに杉を植林しており、残り2筆は耕作放棄されたため、山林原野化しています。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2の4及び5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、岡田推進委員をお願いいたします。

(岡田推進委員)

この土地は全部山林化されてるので、田んぼに戻すことはできないので非農地で良いと思います。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号5について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 5 番の説明をいたします。

申請地の調査は 9 月 15 日に市原推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字井崎の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、平成 7 年ごろから農地法の許可を得ずに生コン工場の建物等として使用し、約 31 年経過しています。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、農地以外の土地になっていることは明白であり、非農地化後 20 年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、市原推進委員お願いいたします。

(市原推進委員)

何か道路みたいになってるけども、問題ないと思われます。

(会長)

はい。事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号 5 番についてこれより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号 6 について、事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 6 番の説明をいたします。

申請地の調査は 9 月 17 日、戸高推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市蒲江大字蒲江浦の 3 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 54 年ごろから、農地法の許可を得ずに工場の建物として利用しており、約 46 年経過しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、建物の敷地として利用しており、非農地化後 20 年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、戸高推進委員お願いいたします。

(戸高推進委員)

はい。特に問題ないと思います。

(会長)

はい。事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号7について事務局の説明の後、推進委員が欠席ですので推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願7番の説明をいたします。

申請地の調査は9月16日に、永田推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市木立の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和44年ごろから、農地法の許可を得ずに建物の敷地、進入路として利用しており約56年経過しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、隣接する建物は解体され更地になっており、農地以外の土地になっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

なお地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは、番号7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号8について、事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願8番の説明をいたします。

申請地の調査は9月17日に、岡田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字塩見園の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成6年ごろから、周囲が山林化して耕作ができなくなったため、山林原野化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、岡田推進委員お願いいたします。

(岡田推進委員)

何も問題ないと思います。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号9について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願9番の説明をいたします。

申請地の調査は9月15日に市原推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字井崎の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和50年ごろから、農地法の許可を得ずに隣接地の土地の敷地と一体的に駐車場等として利用しており、約51年経過しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、住宅の駐車場等として使用しているものであり、転用後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、市原推進委員お願いいたします。

(市原推進委員)

問題ないと思われます。

(会長)

はい。事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号10について、事務局の説明の後、今津推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願、10番の説明をいたします。

申請地の調査は9月15日に今津推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市上浦大字浅海井浦の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成12年頃から耕作放棄し、樹木等が自生し山林化しています。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、今津推進委員をお願いいたします。

(今津推進委員)

はい。特に問題はございません。

(会長)

事務局からの説明、また担当推進委員の意見が述べられました。

それでは番号10番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号10番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号11番について、事務局の説明の後、吉良推進委員が欠席のため、推進委員の意見書も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 11 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 14 日に吉良推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市上灘の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和年月日不詳の頃から耕作放棄し、樹木等が自生し山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-4 に該当いたします。

なお、地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは、番号 11 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしの意見がございましたので、取りまとめたと思います。

それでは、番号 11 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する 11 件の審議を終わります。

続きまして、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いいたします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和 8 年 12 月 1 日開始分の 39 件になります。

内訳としまして、契約期間 5 年のもの更新で、登記地目田 2 筆、2,021 m²。

契約更新で、登記地目田 7 筆、4,871 m²。

契約期間 6 年のもの、契約更新で、登記地目田 8 筆 12,104 m²、登記地目畑 4 筆 3,933 m²。

契約期間 10 年のもの、契約更新で、登記地目田 16 筆 22,363 m²。

契約期間 20 年 9 月のもの、中間保有で、登記地目田 1 筆 524 m²。

契約期間 22 年 5 月のもの、中間保有で、登記地目田 1 筆 1,061 m²。

以上合計 39 筆、面積が 46,877 m²となっています。

詳細につきましては農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

すいません。議事の進行中ですが、私ちょっと時間が来ましたので、議長を副会長に譲りたいと思います。すいませんけど、よろしくお願いいたします。

職務代理の塩月君にお願いしたいと思います。

(職務代理)

それでは会長が今からオペがあるんで、指の方の。大変ですけど、私も大変ですけどここから職務代理を務めたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。矢野さん。

(矢野委員)

2 番矢野です。

矢野君、先般ご苦労さんでございました。

今ここに出てるのは〇〇くんですよ。

それでこの前見たすぐ上です。

今日それを見に行っただのは、志賀委員行っただよ。

それ正直言いまして、僕らとしてはこれを認めることはできません。

どういう方向で来たのかわからんけど、向こうが言うてきたん。それとも自動的に変わるんかい。それ、ちょっと説明して。ここで認めたら俺達責任やけん。

(職務代理)

はい農政課、お願いします。

(農政課)

今言われてた〇〇さんの分につきましては契約更新で、今ある契約を引き続き契約更新することで今回書類を作ってます。契約更新にあたっては、借受者である、〇〇さんと、それぞれの土地所有者に更新の確認をして、この書類で作ってるとおり 6 年契約で更新したいということで、双方の合意のもとに、それを作っております。

(職務代理)

はい。矢野さんいいですか。

(矢野委員)

はい。この土地所有者で〇〇さん。1 つ目なんだよ。

〇〇からもいいよと、このまま使わせるといふ話が出てるんや。

(農政課)

書類で、印鑑等も書類でもらってますんで、その確認はしております。

(矢野委員)

書類上は良いな。僕は嫌です。

これ以上もうひどい目にあいたくない。見た方、局長もいますけど、我々はここで、手挙げんかったら見らん、見に行かんねん。俺たちはこれ見た以上は責任がある。許可したいんやから。

内容も確認せんで、書面だけで許可してて、あんたに申し訳ない。

見に来てもらってわかるんやけど。

どうします。この分だけ保留にして、もう一遍検討し直すとか。

ここだけで、他問題ないんだね。このページだけ。

ただ書類で通過じゃまた来ることなるぞ。

そこをちょっとみんなで検討して、この分は保留として、再度あれしますとか何かあれば。

他については、いっつも異議ありません。問題がないから。

以上です。

(職務代理)

農政課、何か、答えありますか。

(農政課)

あれですよ。

適正な管理が、借受者ができてないということであると思いますんで、農政課の方は意見聴取で意見聞いておりますんで、その旨回答していただいたら、機構の方に、借受者が中間管理の契約者として適当でないという意見が出たということで、報告するしかないかなと思ってます。となると、もちろん中間管理機構の契約は結ぶことができないと思いますんで、そういう扱いになると思います。

(職務代理)

矢野さん。何かあります。

(矢野委員)

はい、2番矢野です。

わかりました。

もちろんこれ管理機構入ってますんで、ここで認めんかっていうとみんな知ってるように、すべてできんなんと、この件だけね。他のとこ、あと5丁なんぼあるんで、相当な枚数があるんで。随時まだどうするかは、農政の方も、本当にいいのかということをお宅が見に来て、すいません見ていただいてわかると思うんです。

他の周りの方からも苦情も出てますし、田んぼってこれでいいの。

私達、農業委員なんで、これをそのままにしろと言うのはいかなもとかと思いましたので意見しました、お宅が悪いわけじゃないです。

おたくの方、事務局サイドが決して悪いとかはございませんが、我々も、農業委員としてもう一度指導をしなければいけないことは、百もわかっております。

そういうことで大変な作業でしょうけど、お願いしたいと。

それをすればあとはできんなるんでね、もう一度、〇〇に確認にするとしてね。

今こういう意見が出たんで、うちとしてはこういうふうにいたしますच्छゅうことで、はっきり言ってあげれば本人も少しわかるから、少し。現在推進委員です。

それも困ってます。

（副会長）

はい。飛高さん。

（飛高委員）

9 番の飛高です。

前から矢野さんが総会の時言いよったと思うんですけど、私たちもちょっと、そのままに聞いてそのままになっちょったんですけど、かなり地元から厳しい指摘があるそうです。

特に推進委員になってるそうです、この人が。それで、推進委員がこういうような状態だったら果たして、推進委員の役割というか任務っていうのが果たせるのかなあという面があります。

推進委員を委嘱してるのは農業委員会ですし、やはりそこんところははっきりせんと。何か今度はおそらく、農業だよりで、佐伯市の未来というんが、農業の未来っていうのが出るんでしょうけど、周りの人は何がこれで未来か。

推進委員も、全然管理ができてないのっていうふうになりかねないので、やはりこれはもう、農業委員会全員でもう 1 回議論したほうがいいんじゃないかと思ってます。

（職務代理）

はい。他にございませんか。

こっちの方がちょっと提案があるんですけど。

農政の方に、会長名で意見書を出して、その解決策を探るっていうのはどうですか。

何かを答えなければ、こちらの方も何かを農政に対して答えなければなりませんので。

そこんとこどうでしょう。

はい、飛高委員。

（飛高委員）

あとはさっき言った、推進委員になっちょるわけやな。

おそらく、矢野さんに聞かんと分らんやけど、推進委員として会議に出て来えねえと思うんじゃ、正直言うて。確かに推進委員になり手が少ないからっていうのもあるのか知らんけど。

私が何期かの今、推進委員 1 期、農業委員 1 期、それで 3 期目じゃけど、やはり農業委員の仕事、推進委員がやらんといけん仕事、推進委員の役目というのをもうちょっと徹底するっていうんかな。そういうことが必要じゃないんかと思うんやな。

確かに今日の佐伯市の農業の未来もあるかもしれんけど未来に行くまでに、やっぱり農業委員とか推進委員の役割をちゃんとしていかんといかんのじゃないかという気がします。

(職務代理)

他の方、何かございます。

矢野さん

(矢野委員)

2 番矢野です。すいません。

大変な時間を長く持ってますけど、また、ここでぽつと解決する問題でないと思います。

皆さん、一蓮托生っちゅうわけじゃないんですよ。こっちの努力が足りませんが、ゆっくり考えて。すぐ今ここで結論を急いでるわけじゃないんで。

次回までもいい、それはこげえが良いとか、もちろん農政課とも相談しますし、農業委員会もこれに対して農政課に言うし。農政課も大変だよ。

もうちょっと考えたほうがいい。1 ヶ月ぐらい皆さん考えんと。

うん。できればそのまま即答っちゅうのも。私はそれはいいんですけど。

と言うのも、そういうのをもう一度本人に確認とか、事務局サイドもせんと悪いでしょうから。

(職務代理)

はい。笠村さん。

(笠村委員)

はい、すいません、7 番の笠村です。

状況が、かなり分からない委員が多いと思うんですよ。

いや今の話だけで、全くこっちの方、話通じてないんで。

今回は保留にして、1 ヶ月の間で農業委員会でも 1 回何人かで視察するとか、状況をわかるようにしていただかないと、議論になりません。

(職務代理)

ちょっとちょっと待ってね。

ちょっと待って。農政の方、何かあります。

(農政課)

農政課の矢野です。

今月の農業委員会に、この、もう 1 件促進計画案をですね、まとめて意見を聞くような形にします。

内容としましては、39 件ですね、合計 46,877 m²について、契約の開始が 12 月 1 日で、内容はいいですかという意見を、農業委員会の方に聞いております。

で、今回、内容としては、〇〇さんの借受けの分について、耕作状況がよくないんで、いかがなものかっていう意見が出てると思いますんで、今回、この意見聴取して、回答していただいたときに、〇〇さんの何筆、何平米については、耕作状況等を考えて、農業委員会として、許可する、認めるわけにはいかないっていう回答いただければ、それ以外については、予定どおり、12 月 1 日開始始期で、事務を進めたいと思うんですが。だめになってしまったとすれば〇〇さんに

については、事情を説明して、本人の意向を聞いて、どうしても中間管理機構を通じて、きちっとした管理をしたい、するということであれば、来月1月遅れて提出するような形にしたいと思うんですが、いかがですかね。

（職務代理）

はい。

これ皆さん今農政の方から説明がありました。

その内容でよろしいですか。

〇〇さんという方の分だけを、これから排除して、それで他のは認めると。そういうふうに。

はい、飛高さん。

（飛高委員）

9番の飛高です。やはり現地に行ったら、現地がこういう状態になっちゃるっていう、やっぱ写真か何か見せて。

いえ、これね、やっぱり全体を見せな、さっき話したんだけど、やっぱわからん組が多いと思うんやな。私は矢野さんからいろいろ聞いちゃうけん、ここでも言いよるんかなっていうような感じだと思うんだよな。

だからせめて事務局としては、画面で、現状がこういう状態になっちゃんのやというのを見せて、そこで判断してもらえないんじゃないか。それか、さっき発言があったように、現地に何人か行って、局長と農政課が行ったって言うけど現地に、そして運営委員の人か何人かでも行ってみるかとかな。

やっぱこれ駄目ですよって言うのは、かなり責任があると思うんで。

そういうことです。

（職務代理）

はい。農政課の方にちょっとお尋ねします。

農業委員会の案件に対しては、そこの前でスライドで写真を見ることができるんですよ。

だけど、農政からきてるこの部分に関しては、全然スライドも何にもないんですよ、実際に。

それで、こうなったときに、ちょっと僕らも困るんですけど、皆さんがそれを確認できるまず一番は、そのスライドの写真の方を提供できますか。現場の写真。

（農政課）

中間管理機構の契約では、新規の借り受け農地については現地に行って写真を多分取ってると思うんですけど、更新については写真を撮ってないです。

今までのその意見聞くときの形が、農政課の方としては、写真を添付する、皆様の前で見せるような形はしてはいません。

（職務代理）

じゃ、今後もうそれ用意はできないってことです。

(農政課)

ちょっとそこは検討させてもらいたいんですけど、農地の筆が少ない多いがあつてですね、更新がすごく多いときとかに、うちの会計年度の。

(職務代理)

違うんで、他のものはいらないんで。〇〇さんの案件だけの写真。

(農政課)

ちょっと検討させてください。ただ、今回の、多分保留になる予定のこの4筆について、もし本人に聞いてですね、1月遅れで出したいということであれば、農政課の方に協議して、この4筆について、現地の写真を撮って、来月の意見聞くときに、スライドで見れるように準備したいと思います。

(職務代理)

これで皆さん今の説明のとおりなんですけど、農政課の方で、〇〇さんのこの案件だけはスライドで映して皆さんが確認できるようにする。もう1つはまた、飛高委員が言うように、何人かで現場の方行ってみる。

いろんなあれがありますので、それをまた後日、また、もう今日でやらないけん。

(農政課)

聞いた回答をですね、ここの筆については問題があるんでっていうことで、回答いただければこの分は、これから通常の県の公告とか、きちっとした手続きを進むようになるんですけど、そこを止めるようになります。

すいません1点ちょっと修正なんですけど、1月遅れじゃなくてですね、ちょっと何ヶ月も遅れるようになります。っていうのが、1月1日の契約始期の分の書類はですね、もう10月に出しとかんといけないんで、最短で、多分2ヶ月ぐらい遅れがあると思いますんで、そういうことも〇〇さんに話しながら進めていきたいと思います。

(職務代理)

それでは、この〇〇さんの分だけ会長名で意見書を出すので、その間は保留ということで、他の案件に対しましてはここで皆さんにご承認をいただく、決をとってよろしいですか。

はい。

それでは以上で、農地利用集積等促進計画案の意見聴取について審議を終わりたいんですけど〇〇さんのものに対しましては除きまして、他の部分のみの皆さんの了解を終えたいと思いますので、それに賛成される方の、挙手をお願いいたします。

はいありがとうございます。

全員賛成ということで、農政課のよろしくをお願いします。

後日、〇〇さんの方のスライドの件も、事務局の方に提出をお願いします。

できたらですね。

はい。

これですべての日程が終了しました。

それでは閉会をいたしますので、どうも今日は、何。

（波戸崎委員）

その件で1点、もう先ほど賛成したところはもう賛成で大丈夫なんですけども、〇〇さんは、宇目と弥生と、多分、結構な筆数を借りてると思うんですよね。

はい。で、この、農地利用集積等促進計画案が下手したら毎月毎月名前が上がってくるような人なのかなと思うんですけど、その度その度に、その耕作状況と言うか、そういうところは万全と言うか、うまくできてるのかな、またその時その時に見直しを迫られるのかなというのがちょっと気になってて。

いやいや、だから今回、地権者と矢野さん、そうなんですけど、管理ができてないという話で、今回ちょっと保留にしたじゃないですか。

例えば来月上がってくる農地だったりとか再来月上がってくる農地だったりとかしたときに、根本的に、やっぱりその農地の管理の仕方というか、そういうところは、誰がどのように、例えば中間管理機構が指導するというか、そういう形にはならないんですかね。

うん。

（職務代理）

ちょっと、ちょっと待って。

えっとね、私は進行役だから、いろんなこと言われませんが、確かにね、話の真髄のその場所の景観とかそういうのが、私自身も全然見えてないんですよ。

うん。笠村さんが言うとおりのことですよ。

だから、もうちょっとこう、説明がはっきりとしてね、みんなが見えるような説明をしていただいて、その人の、〇〇さんのは今弥生とかいろいろ出ましたけど、そういうところまで悪くてひっくるめて言っているのか、宇目の一部分の土地だけを言ってるのか、そこもわからないんですよ。

だからもう、宇目は宇目で一部分にその分もひっくるめてなるんでしょうけどね。

だから、もうちょっとはっきり、そこ2、3人がわかってるだけで他の人多分みんなわかってないと思うんですよ。皆領いてますけどね。

以上です。ちょっと待ってね。

三又さん。

（三又委員）

14番三又です。

これ、農業委員会に審議してくださいと上がってくる前にですね、どこでこれ見よるんか。

中間管理機構の職員が行ってから見よるんじゃないんですか、これ。

現場は、誰がこれ見よるんですか。現地の。

（農政課）

職員が行って現地見てます。繰り返しなるんですけど、地権者と耕作者で、また引き続き、契約

更新したいということの申し出があっているんで、書類を作って、議案で出してはいます。

（三又委員）

それがですね、正確ならこういうことになってない。

現地見てないからこういう問題になるんでしょうから、ちゃんと現地を見て、書類を作り上げて、農業委員会の方に審議してくださいということを出さんと。

もうそれせんかったら農業委員会で見に行かないけんことになる。

今笠村さんも言ったように、どんな状況かもわからんのに審議されるわけがない。

そこら辺をね中間管理機構、農政課、ちょっと話し合ってから、ちゃんとやってくださいよ、ここ。

審議も何もされんような審議書を出してきても、我々できんと思います。

よろしくお願いします。

（職務代理）

他の方よろしいですか。

はい。

じゃ、農政の方、どうぞよろしくお願いします。

これ近日中にですね運営委員会をこの件に関して開きまして、また運営委員会の意見をまとめてですね、対応していきたいと思いますのでそれでよろしいでしょうか。

はい。

じゃあそれよろしくお願いします。

以上ですすべての審議を終了させていただきます。

どうもお疲れ様でした。

（16 時 52 分閉会）

以上、議事録を作成し署名委員とともに押印をする。